

変更届時に提出する必要書類(個人事業主編)

※ 変更手続きは、変更が生じた日から30日以内に提出する必要があります。

【変更届】：賃貸住宅管理業法に基づく管理者の変更届の流れ

電子申請事業者における変更届の流れ

STEP1

変更届出書の作成ボタンを押下

申請区分	申請内容区分	申請時期	申請者名	申請者番号又は名称	申請者電話番号	申請者メールアドレス	申請日	受理日	備考
電子申請	登録申請書(料用)	登録・手続	代表 太郎	テスト株式会社	03-1111-2222	yoshino.shirano@nec.com	003.09.10	003.09.14	



STEP2

登録画面が表示されるので変更箇所を適宜修正

変更が完了したら「申請」ボタンを押下

変更の内容によって添付が必要となる書類がありますので、詳細は次ページ以降を確認してください。

紙申請事業者における変更届の流れ

STEP1

<https://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/index00000029.html>

関東地整ホームページのURL

関東地方整備局のホームページから必要書類をダウンロード



STEP2

紙申請者における必要書類の送付先

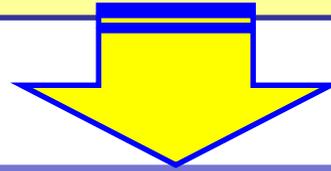
〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省関東地方整備局/建設部建設産業第二課/賃貸住宅管理業係 宛



上記の変更届に加え、変更の内容によって別途添付が必要となる書類もありますので、詳細は次ページ以降を確認してください。

ケース1

個人事業主の**商号又は名称が変更**になる場合に必要な書類



通し番号	様式番号	面	必要届出書類 (以下の書類は省略不可)	備考
①	9	1	登録事項変更届出書	

ケース2

個人事業主の**代表者の姓名が変更となる**場合に必要な書類



通し 番号	様式 番号	面	必要届出書類 <u>(以下の書類は省略不可)</u>	備考
①	9	1	登録事項変更届出書	

&

	必要添付書類 <u>(以下の書類は省略不可)</u>	備考
①	本人確認書類	戸籍謄本（抄本）（発行日から3ヶ月以内もの） <u>※写しによる提出可</u>

ケース3

主たる営業所又は事務所の名称又は所在地が変更になる場合に必要な書類

通し番号	様式番号	面	必要届出書類 (以下の書類は省略不可)	備考
①	9	1	登録事項変更届出書	
②	9	4	営業所又は事務所に関する事項	
③	5	—	業務管理者の配置状況	営業所又は事務所の名称や所在地の変更に伴い、配置している『業務管理者』が変更になる場合には以下に掲げる添付書類を提出してください。
			<u>【賃貸不動産経営管理士の登録者が業務管理者になる場合】</u> ★ 賃管法省令14条 第一号	・ 賃貸不動産経営管理士証【写】 → 婚姻等により姓が変更になり、申請書に入力された姓名と資格者証の姓名に齟齬がある場合は、 運転免許証（裏面に氏名変更の記載があるもの） や 戸籍謄本の写し など、 変更前後の氏名を何らか確認できる書類 をあわせて提出
			<u>【宅地建物取引士の登録者が業務管理者になる場合】</u> ★ 賃管法省令第14条 第二号	・ 宅地建物取引士証【写】 ・ 業務管理者講習修了証【写】

ケース4

従たる営業所又は事務所の変更の場合に必要な書類

※変更の対象（営業所又は事務所の新設、廃止、名称及び所在地の変更）

通し 番号	様式 番号	面	必要届出書類（以下の書類は省略不可）	備考
①	9	1	登録事項変更届出書	
②	9	4	営業所又は事務所に関する事項	
③	5	—	業務管理者の配置状況	営業所又は事務所の名称や所在地の変更に伴い、配置している『業務管理者』が変更になる場合には以下に掲げる添付書類を提出してください。
			<u>〔賃貸不動産経営管理士の登録者が業務管理者になる場合〕</u> ★ 賃管法省令14条 第一号	・ 賃貸不動産経営管理士証【写】 → 婚姻等により姓が変更になり、申請書に入力された姓名と資格者証の姓名に齟齬がある場合は、 運転免許証（裏面に氏名変更の記載があるもの） や 戸籍謄本の写し など、 変更前後の氏名を何らか確認できる書類 をあわせて提出
			<u>〔宅地建物取引士の登録者が業務管理者になる場合〕</u> ★ 賃管法省令第14条 第二号	・ 業務管理者移行講習修了証【写】 ・ 宅地建物取引士証【写】 ・ 業務管理者講習修了証【写】

ケース5

従たる営業所又は事務所の変更の場合に必要な書類

※変更の対象（営業所又は事務所の廃止）

通し 番号	様式 番号	面	必要届出書類（以下の書類は省略不可）	備考
①	9	1	登録事項変更届出書	
②	9	4	営業所又は事務所に関する事項	
③	5	—	業務管理者の配置状況	営業所又は事務所の廃止に伴い、業務管理者一覧を更新してください。

ケース6

配置している業務管理者のみ変更の場合に必要な書類

通し番号	様式番号	面	必要届出書類 (以下の書類は省略不可)	備考
①	5	—	業務管理者の配置状況	
			<p>【賃貸不動産経営管理士の登録者が業務管理者になる場合】</p> <p>★ 賃管法省令14条 第一号</p>	<p>・ 賃貸不動産経営管理士証【写】</p> <p>→ 婚姻等により姓が変更になり、申請書に入力された姓名と資格者証の姓名に齟齬がある場合は、運転免許証（裏面に氏名変更の記載があるもの）や戸籍謄本の写しなど、変更前後の氏名を何らか確認できる書類をあわせて提出</p> <p>・ 業務管理者移行講習修了証【写】</p>
			<p>【宅地建物取引士の登録者が業務管理者になる場合】</p> <p>★ 賃管法省令第14条 第二号</p>	<p>・ 宅地建物取引士証【写】</p> <p>・ 業務管理者講習修了証【写】</p>



・ 紙申請者において業務管理者の登録抹消のみを行う場合は5号様式のみ提出してください。なお、抹消にあたっては、賃管法に基づき、当該営業所又は事務所に最低1名以上の業務管理者が配置されている必要がありますのでご注意ください。

・ 「変更の定義」は、業務管理者の交代、新規登録、登録抹消、姓名の変更になりますが、その他疑義事項については適宜当局宛にご相談ください。



紙申請者において本ケースが生じた場合、上記必要書類のデータを以下のメールアドレス宛てに送信してください。（メールが使用できない事業者は郵送でも可）

【メールアドレス】：ktr-kensan-mail@mlit.go.jp